

ふくろい地域クラブ活動「F活」 登録・運営の手引き



袋井市教育委員会 学校教育課
令和7年4月

目次

1. 「ふくろい地域クラブ活動『F活（エフカツ）』」について（総則）

（１）はじめに	P 3
（２）地域クラブ活動の展開（部活動地域連携・移行）の考え方	P 3
（３）「ふくろい地域クラブ活動『F活』」の目指す姿	P 4
（４）「ふくろい地域クラブ活動『F活』」の特徴	P 5
（５）「ふくろい地域クラブ活動『F活』」の運営団体・実施主体	P 5
（６）F活登録クラブの参加者や保護者を対象とした支援	P 7
（７）その他	P 7

2. 「ふくろい地域クラブ活動『F活』」の登録要件について

《登録クラブの組織に関すること》

（１）参加者	P 7
（２）活動場所	P 7
（３）役員・指導者	P 8
（４）規約（会則）の策定	P 8
（５）会費	P 8
（６）指導者研修会	P 8
（７）その他	P 9

《登録クラブの活動に関すること》

（１）F活登録クラブの目指す姿	P 10
（２）適切な指導の実施	P 10
（３）適切な活動時間、休養日の設定	P 10
（４）健康安全管理と事故防止	P 11
（５）保険の加入	P 11
（６）体罰・暴言・ハラスメント等に関する相談窓口の周知	P 11
（７）大会・コンクール等への参加について	P 12

3. 登録手続きについて

（１）登録について	P 12
（２）取消について	P 12

1. 「ふくろい地域クラブ活動『F活（エフカツ）』」について（総則）

（１）はじめに

中学校の部活動は、技能の習得や体力の向上のみならず、生徒のやりがいや楽しみ、忍耐力や自信、向上心などを育むとともに、仲間との友情・チームワーク、指導者との絆が生まれるなど、子どもたちの成長に資する意義ある活動となっており、袋井市では、令和6年（2024年）5月現在、中学校生徒の約85%にあたる2205人が、65の部活動に参加しています。

しかしながら、少子化の進展や志向の多様化に伴い、部活動に入部する生徒数は減少傾向にあり、また、教育課程ではない活動でありながら、教員の勤務時間外の従事や経験のない種目・種類の指導などが負担になっており、このような実情から、中学校での部活動の維持が難しくなっています。

このため、本市では、学校以外の場において、生徒がスポーツ・文化芸術活動ができる環境を整えるため、部活動の「地域連携・移行」として、「地域クラブ活動」の確保に取り組んできております。地域の受け皿としては、既設のスポーツクラブや文化芸術団体など様々な団体を想定していますが、本市では、これらのうち、一定の要件を満たし、部活動の教育的意義や役割を継承・発展する地域クラブ活動を「ふくろい地域クラブ活動『F活』」として登録する制度を設け、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図ることを目指しております。

加えて、市民や企業等が、これらの活動に様々な観点から関わりを持ちながら、ひとづくりやまちづくりに貢献し、地域の活性化に繋がるよう、部活動の「地域展開」に取り組むこととしております。

（２）地域クラブ活動の展開（部活動地域連携・移行）の考え方

「子どもたちの思いを第一に」、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術の活動機会を確保し、子どもたちが安全・安心に活動できる環境を整えることを目的に、学校部活動の教育的意義や役割を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動する団体の登録制度を設け、新しい地域クラブ活動として「ふくろい地域クラブ活動『F活』」を開始します。

【学校部活動の段階的縮小・終了】

2027年度（令和9年度）夏以降「平日のみ」の活動とし、2030年度（令和12年度）末で「平日・休日とも終了」することを市の取組目標とします。

【「放課後活動『ふっくらぶ』」の新設】

放課後の学校に残ってスポーツ・文化芸術活動に参加できる「放課後活動『ふっくらぶ』」の制度を開始します。

【資料】地域移行のスケジュール



（３）「ふくろい地域クラブ活動『F活』」の目指す姿

ア 『F活』に登録したクラブ（以下、「F活登録クラブ」）は、次に示す「F」から始まる『あいことば』に沿う活動を展開し、子どもたちが安全・安心して活動できるスポーツ・文化芸術活動の環境づくりに努めます。

Fun	みんなが楽しい活動
Friend	友達の輪を広げよう
Favorite	お気に入りの活動
Future	未来に向けたひとづくり・まちづくり

イ 地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとして幅広い団体が運営団体・実施主体となり、本市の中学生年代の子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保します。

ウ プレーヤーズ センタード（※１）の考えに立ち、プレーヤー（生徒）を中心に据え、活動に関わる人々が共に高まり、成長する活動を展開し、本市の「日本一健康文化都市」の推進に寄与します。

【資料】※１「プレーヤーズ センタード」

プレーヤーを取り巻く指導者、保護者、支援者等の関係者自身も、それぞれの Well-being（良好・幸福な状態）を目指しながら、プレーヤーをサポートしていくという考え方

【日本スポーツ協会】

(4) 「ふくろい地域クラブ活動『F活』」の特徴

- ア これまでは、学校ごとに部活動を設置して活動してきました。『F活』は、幅広い団体が運営団体・実施主体となってスポーツ・文化芸術活動を展開します。
- イ 中学校区に関係なく、子どもたちが自分自身の「やりたいこと」「がんばりたいこと」「楽しみたいこと」を選択して活動します。これまで部活動になかった活動への参加も可能となります。
- ウ 『F活』は登録制とします。一定の要件を満たす団体を袋井市教育委員会が公募し、審査を行ったうえで登録します。
- エ それぞれのF活登録クラブの運営に必要な費用は受益者（各家庭）に負担していただきます。

(5) 「ふくろい地域クラブ活動『F活』」の運営団体・実施主体（※2）

- ア 『F活』の運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、文化芸術団体、スポーツ協会、文化協会、各種協会・連盟、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定しています。
- イ 従来の学校部活動の保護者会やOB・OG等で指導に意欲のある方には、有志による複数名が新しい団体を組織することで、運営団体・実施主体として申請していただくことが可能です。

【資料】※2 「運営団体・実施主体」

地域の幅広い団体が運営団体・実施主体として「ふくろい地域クラブ活動『F活』」に登録することを想定しています。

(1) 既存クラブが母体となって地域クラブ活動へ移行

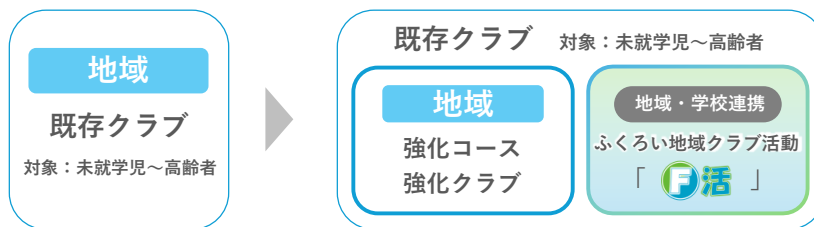
ア 要件を満たす既存クラブが登録

(例) ○○○軟式野球クラブ → ○○○軟式野球クラブ (F活)



イ 既存クラブが部活動コース、またはセカンドクラブを設けて登録

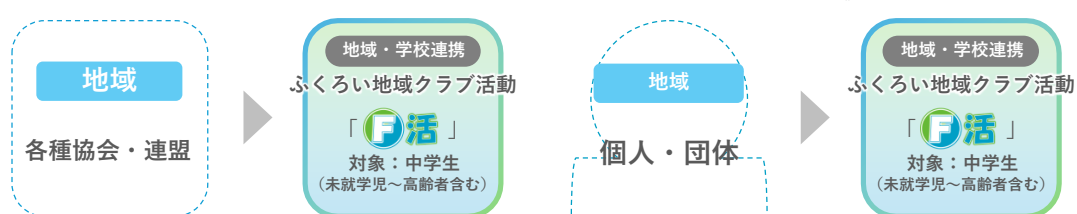
(例) ○○○水泳クラブ → ○○○水泳クラブ (A：強化コース B：部活動コース)
 ○○○サッカークラブ → ○○○サッカークラブ (A：強化クラブ B：セカンドクラブ)
 ○○○合唱サークル → ○○○合唱サークル (A：北部地区 B：南部地区) ※複数クラブの登録も可



(2) 新規クラブの創設

ア 各種協会・連盟がクラブを創設

イ 個人・団体がクラブを創設 《※複数の役員・指導者で運営》

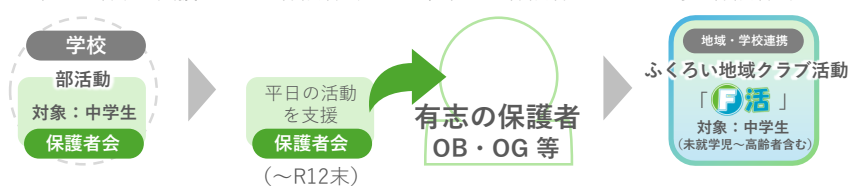


(3) 保護者会やOB・OGの組織力を生かし、地域クラブ活動を創設 《※地域クラブ活動の責任者は教員以外》

ア 保護者会を解散し、有志の保護者やOB・OG等が新たな組織としてクラブを創設



イ 平日の活動を支援するため保護者会を残し、有志の保護者やOB・OG等が保護者会とは別の組織としてクラブを創設



(6) F活登録クラブの参加者や保護者を対象とした支援

中学校部活動の教育的意義を継承・発展する位置づけとして、F活登録クラブの参加者や保護者を対象とした支援を市で実施します。

- ア これまでの学校部活動と同様に、入学説明会や新入生オリエンテーション等の機会に団体名や活動内容、主な活動場所、費用等を紹介します。
- イ 困窮世帯を対象とした支援を検討していきます。詳細については、別に定めます。
- ウ 学校施設の開放について、これまで学校部活動が優先的に使用できた時間帯において、優先利用ができるよう配慮します。
- エ 文化芸術活動の支援として、楽器の貸出を検討していきます。詳細については、別に定めます。

(7) その他

- ア 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行います。調査書等の記載においても、生徒の所属校の求めに応じて情報共有を行います。
- イ 袋井市の関係部署と連携し、F活登録クラブの運営団体・実施主体向けに、様々なスポーツ・医学に関する研修会を広く紹介します。

【参考】スポーツの指導者育成事業助成金（スポーツ政策課）

スポーツ指導者資格やスポーツ審判資格を取得、又は更新するための講習会、研修会の参加負担金に対して助成金を交付します。（会場に行って研修を受ける、自宅でリモート研修を受けるなど）

対象者：市内在住で、市内のスポーツ団体に所属して活動している方
市税を完納している者

2. 「ふくろい地域クラブ活動『F活』」の登録要件について

登録クラブの組織に関すること

(1) 参加者

- ア 袋井市内に在住している中学生が活動に参加できる団体とします。
- イ 多年代の交流の場として、未就学児から高齢者まで幅広い年代の活動を想定した団体も登録可能とします。

(2) 活動場所

- ア 種目・種類に応じた活動が可能な場所とします。参加者の移動負担の軽減のため、できるだけ袋井市内で活動するものとします。
(※ 袋井市立中学校施設を使用できます。詳細については、別に定めます。)

(3) 役員・指導者

ア 持続可能な運営体制とするため、F活登録クラブの役員は4名以上（代表・副代表・会計・監事）で構成することを原則とし、役員は18歳以上（高校生は除く）とします。

（※ 学生だけで登録クラブの役員を構成することはできません。）

イ 『F活』の目指す姿を理解し、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めるものとします。

(4) 規約（会則）の策定

ア 団体ごとに下記の内容が含まれる規約（会則）を作成し、生徒や保護者の理解を十分に得て活動するものとします。

（ア） クラブの目的（理念）

（イ） 入退会の手続き

（ウ） 会費（参加費）および定期的な会計報告

（エ） 総会の開催

（オ） 以下に準ずる役員の配置

・代表 ・副代表 ・会計

・監事（代表、副代表、会計を兼ねることはできない）

（カ） 生徒の活動内容や活動実績を生徒の所属校と情報共有

(5) 会費

ア 運営団体・実施主体において定めます。ただし、主に中学校施設を利用するなどの工夫により、持続可能な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な金額を設定（※3）するものとします。

イ F活登録クラブとしての活動は、営利を主目的としないものとします。

【資料】※3 「可能な限り低廉な金額を設定」

地域貢献やCSR活動の一貫であり、生徒が幅広く活動に参加できるよう、できる限り低廉な価格設定を行う活動については、営利事業とは別の位置付けとして「F活」への参画が可能になります。

(6) 指導者研修会

ア 袋井市が指定する研修（※4）を受講した役員が運営に関わるものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。

イ 研修会には運営団体・実施主体の役員4名のうち、代表・副代表・会計のいずれか2名以上が参加するものとします。

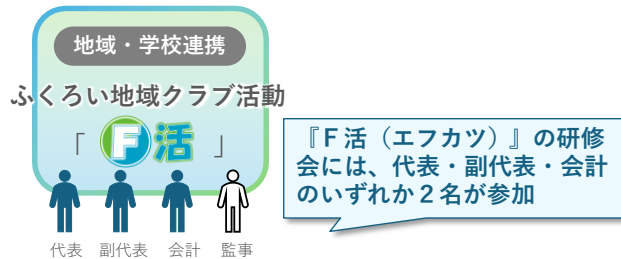
ウ 複数の実施主体をまとめる運営団体の場合は、研修会を受講した役員が実施主体の指導者に対し、研修内容を伝達するものとします。

【資料】※4 「指定する研修」

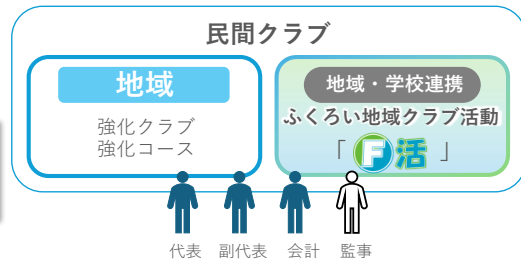
- 例)
- ・市教育委員会が主催する研修会
 - ・市スポーツ政策課または市生涯学習課が主催する研修会
 - ・各種協会・連盟が主催する研修会

◆研修会の参加対象者

(1) 運営団体と実施主体が同一



(2) 運営団体が強化クラブとF活登録クラブをまとめる



(3) 運営団体をF活登録クラブとして登録し、複数の実施主体（教室／チーム）をまとめる



(7) その他

ア 運営団体・実施主体の組織について、下記のことを遵守するものとします。

- (ア) 「袋井市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月 28 日条例第 30 号）第 2 条 1 号から 3 号までのいずれにも該当しない者（※4）であること。
- (イ) 参加者へ政治・宗教に関する活動をしないこと。
- (ウ) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。

【資料】※4 「袋井市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月 28 日条例第 30 号）第 2 条 1 号から 3 号までのいずれにも該当しない者」

袋井市暴力団排除条例

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

登録クラブの活動に関すること

(1) F活登録クラブの目指す姿

- ア 子どもたちが安全・安心して活動できるスポーツ・文化芸術活動の環境づくりを目指し、以下に示す「F」から始まる『あいことば』に沿う活動を展開します。

Fun	みんなが楽しい活動
Friend	友達の輪を広げよう
Favorite	お気に入りの活動
Future	未来に向けたひとづくり・まちづくり

(2) 適切な指導の実施

- ア プレーヤーズ センタードの考えに立ち、プレーヤー（生徒）を中心に据え、活動に関わる人々が共に高まり、成長する活動を展開するものとします。
- イ 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメント等がいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、人権を尊重して活動を行うものとします。
- ウ 体罰・暴言・ハラスメント等の行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを根絶するための取り組みを機会あるごとに行うものとします。
- エ 適切な指導の実施のため、また緊急時の対応等における参加者の安全・安心のため、活動時の指導者は2名以上を望ましい体制とします。

(3) 適切な活動時間、休養日の設定

- ア 活動時間は12時間以内／週を基本とします。ただし、週休日の連続した活動となる場合には、参加者・指導者ともに過負荷にならないようにという観点から、次の対応をとることとします。
- (ア) 休日の休養日を月に1～2日以上設ける
- (イ) または、オフシーズンを設ける
- イ 中学校体育連盟が主催する大会へクラブ参加する場合は、ガイドラインの「適切な休養日等の設定」を遵守（※5）するものとします。

【資料】※5 「ガイドラインの『適切な休養日等の設定』を遵守」

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（一部抜粋）

（令和4年12月）

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

（5）適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、

2 (2) ②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる

(4) 健康安全管理と事故防止

ア 参加者の健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めるものとします。

イ 参加者の安全・安心のため、使用する施設や用具の点検に努めるものとします。

ウ 参加者の保護者や関係機関への緊急時の連絡体制を整備するものとします。

(5) 保険の加入

ア F活登録クラブの運営団体・実施主体は、活動に参加する参加者や指導者に対し、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に加入するものとします。

(※ F活登録クラブの活動は、スポーツ振興センター災害給付の対象外です。)

イ 参加者が自転車で移動する場合は、自転車損害賠償保険等への加入(※6)を周知するものとします。

【資料】※6「自転車損害賠償保険等への加入」

静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第11条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(6) 体罰・暴言・ハラスメント等に関する相談窓口の周知

ア 体罰・暴言・ハラスメント等発生時の相談窓口を生徒や保護者、地域住民等に対して発信するものとします。

(7) 大会・コンクール等への参加について

- ア 中学校体育連盟主催大会への参加を希望するF活登録クラブは、静岡県中学校体育連盟が求める必要な手続きを行います。
- イ 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望するF活登録クラブは、静岡県吹奏楽連盟が求める必要な手続きを行います。
- ウ その他、各種協会・連盟が主催する大会・コンクールへの参加を希望するF活登録クラブは、各種協会・連盟が求める必要な手続きを行います。

3. 登録手続きについて

(1) 登録について

- ア 市ホームページのリンクより WEB での事前登録の申請をします。申請フォーマットに必要事項を入力の上、事前登録の申請をします。
- イ 市ホームページより、指定の書式をダウンロードし、必要事項を記入の上、学校教育課（=事務局）へ持参します。

提出書類

- (ア) 登録申請書〔提出書類1〕
- (イ) 登録要件確認書〔提出書類2〕
- (ウ) 規約または会則〔任意書式〕
- (エ) その他、クラブ活動の概要がわかる資料〔任意書式〕
 - ・スタッフの情報
 - ・活動計画（活動場所、時間など）等
- ウ 事務局にて審査し、審査完了後に「F活登録クラブ」として登録されます。
- エ 登録の可否については、後日、申請者に連絡します。また、市ホームページでクラブ情報を公開します。
- オ 登録期間は、年度初めから年度末までの1年間とします。年度ごとの更新制とし、袋井市教育委員会が定める事項について、年1回、指定する日までに WEB と書面での申請により届け出ます。

(2) 取消について

- ア 登録を受理されたF活登録クラブが、要件のいずれかに違反している、又は地域クラブ活動の目的から逸脱していると認められるときは、当該F活登録クラブに対して、必要な調査及び指導を担当課が行います。
- イ 調査及び指導により、登録クラブの活動が改善されない場合は、登録を取り消します。